

議案第50号

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

令和4年5月30日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第303号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の前橋市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「新給与条例」という。)第16条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前橋市一般職の職員の給与に関する条例第16条

第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例（平成12年前橋市条例第52号）第4条第1項又は公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例（平成13年前橋市条例第23号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（公立大学法人前橋工科大学に派遣された者として大学から支給を受けた期末手当その他市規則で定める者に係る期末手当を含み、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定により採用された職員をいう。）として支給を受けた期末手当を除く。）の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第16条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
 - ウ 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

- ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定幹部職員 62.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和4年に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和4年6月及び12月の期末手当を会計年度任用職員に支給する場合における第17条第4項（第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項本文中「の翌年度以後」とあるのは、「以後」とする。
- 4 会計年度任用職員のうち、令和3年12月に常勤職員条例又は前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年前橋市条例第1号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他市規則で定める者に対して支給する令和4年6月の期末手当については、前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年前橋市条例第 号）附則第2項に規定する措置の例により、その額を減ずるものとする。